

概要版

第3次
太田市地域福祉計画
太田市地域福祉活動計画

2018 ▶ 2022



太 田 市

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

計画の概要



太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画とは？

●太田市地域福祉計画

市民のみなさまからご意見を伺いながら作成した、今後の地域福祉の方向性・将来像を示した太田市の計画です。

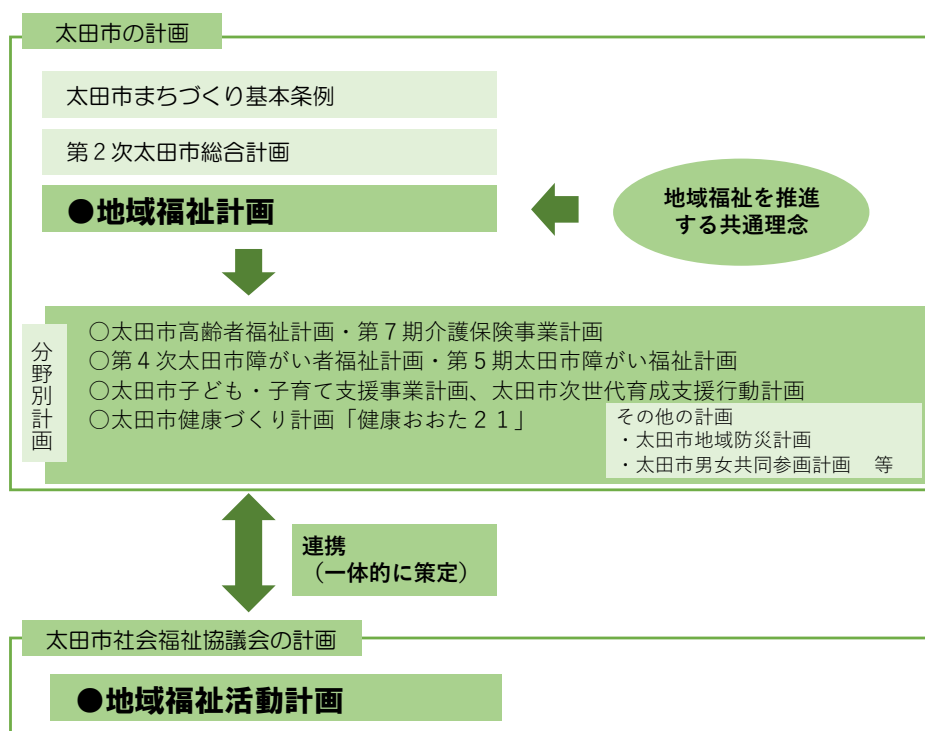
●太田市地域福祉活動計画

社会福祉法人太田市社会福祉協議会が策定した、地域の社会福祉を推進するための具体的な活動計画です。

計画の位置づけ

太田市及び太田市社会福祉協議会では、地域全体で福祉社会を支える社会システムの形成を目指し、平成25年3月に第2次太田市地域福祉計画、太田市地域福祉活動計画を策定しました。

平成29年度をもってこれらの計画期間が終了するため、計画の見直しを行い、「(※1) 我が事・丸ごと」の「(※2) 地域共生社会」のまちづくりを進めるために第3次計画を策定しました。



※1 我が事・丸ごと：市民一人ひとりが近くの人困りごとを「我が事」のように受け止め、複雑化している市民の困りごとを、「縦割り」ではなく「丸ごと」受け止めようという考え方。

※2 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」の関係を超えて、地域の人と人や、人と資源が柔軟につながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、みんなで地域をともに創っていく社会を目指すもの。

地域福祉のおもな課題



1) 「手助けの必要な人」が増えています。

核家族化や少子化・高齢化の進行により、親と子だけの家庭や、高齢者だけの家庭が増えています。そのため、今まで家庭内で行われていた、子育てをする親や高齢者、介護が必要な方への支援が行き渡らなくなってきており、家庭外からの手助けが求められています。

2) 「課題や解決方法」が複雑になってきています。

文化や習慣、生活環境などが多様化しているため、市民の課題は昔よりも複雑・複合的になってきています。そのため、課題そのものを個々に解消するのではなく、一人の市民に対する総合的な課題解決が必要です。

3) 「地域のつながり」が希薄になってきています。

地域のつながりが希薄になると、地域住民同士の助け合いも希薄になります。また、助けを必要としている家庭があっても、周りから気づかれず問題が大きくなってしまいうことも考えられます。市民みんなが安心して暮らしていくためには、地域のつながりを強くしていく必要があります。

4) 「一人ひとりの権利が守られる」社会づくりが求められています。

障がいを持った方や認知症の方など、判断能力が低下した人も、地域で自分らしく暮らしていく権利があります。障がいを持った方の保護者の高齢化や、単身・高齢者のみの世帯の増加が見込まれていることから、判断能力の低下した方々の財産を保全し、福祉サービスなどの契約を適切に支援していく「権利擁護」サービスを早急に整備していかなくてはなりません。



基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに連携し、様々な地域の課題に対処するために、地域住民や様々な地域活動団体・関係機関、行政等が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

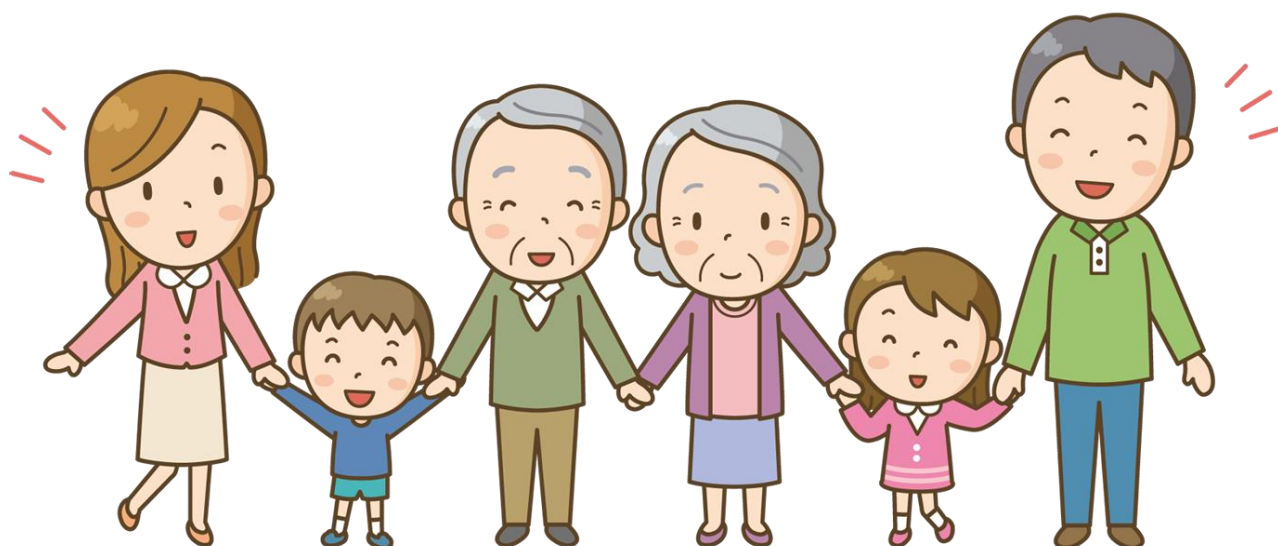
このため、あらゆる市民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域で、支え合い・助け合いながら、いつまでも安心して自立した生活を送り続けられるように、以下の基本理念の元に福祉のまちづくりを進めます。

地域福祉計画

ささえ愛 みんなで育む 福祉のまちづくり おおた
～ともに支え合い、自立を実現する福祉を目指して～

地域福祉活動計画

わたしがつくる みんなでつくる
ともに支え合うまち おおた



地域福祉計画の基本目標・活動の方向



基本理念

ささえ愛 みんなで育む
福祉のまちづくり おおた

～ともに支え合い、自立を実現する
福祉を目指して～

基本目標

活動の方向

1 福祉サービスの
適切な利用の促進



(1) 地域福祉の環境整備
(2) 地域での自立に向けて

2 社会福祉事業の
健全な発達



(1) 地域での福祉サービス事業者
の育成
(2) 福祉サービス提供者への支援
体制

3 地域福祉活動への
市民参加の促進



(1) 民生委員・児童委員の活動支援
(2) 太田市社会福祉協議会の活動
支援
(3) ボランティア・NPO法人等の
市民活動支援

4 安全で安心な
まちづくりの推進



(1) 避難行動要支援者の支援方策
(2) 見守り活動の推進
(3) 市民一人ひとりの人権の尊重



地域福祉活動計画の基本目標・活動の方向



基本理念

わたしがつくる
みんなでつくる
ともに支え合うまち おおた

基本目標

活動の方向

1 総合的な相談・解決体制をつくろう



(1) 総合的な相談体制の確立
(2) 迅速かつ適切な課題解決方法の提供

2 課題解決のための仕組みを充実させよう



(1) 包括的な課題解決の推進
(2) 関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現
(3) 権利擁護支援体制の充実

3 福祉を身近に感じよう



(1) 体験型福祉教育の充実
(2) 情報提供の充実

4 地域福祉マンパワーの増強をはかろう



(1) 地域力の発掘、育成

5 みんなで福祉のまちづくりを推進しよう

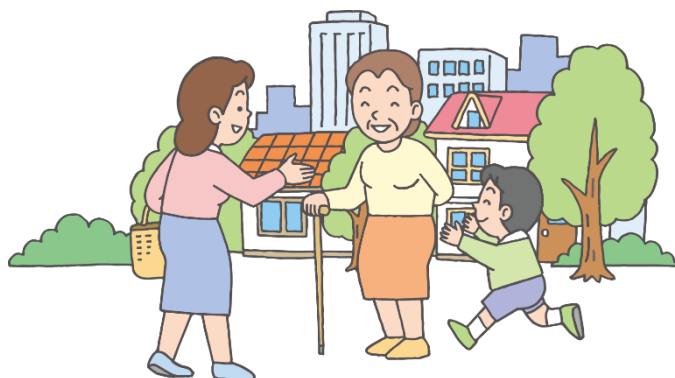


(1) 地域主体の交流推進
(2) 地域での見守り体制の確立
(3) ボランティアセンターの充実強化

6 健全な法人運営



(1) 社会福祉事業の健全な経営確保



成年後見制度について



成年後見制度とは、今後も増加の見込まれる、判断能力の低下した方々の財産を保全し、福祉サービスなどの契約を適切に支援していく制度であり、広く必要とされる福祉サービスと考えられているため、国も計画的に各種法整備を進めています。これらの背景を元に、太田市社会福祉協議会では、以下の施策を推進して参ります。

1)「おおた成年後見支援センター」の設置・運営



電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイス、後見活動の相談などに応じます。また、必要に応じて関係機関などを紹介します。

2) 普及・啓発事業



「成年後見制度」をより多くの方に知っていただくために講演会などを行います。

3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）



認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や金銭管理に困っている方に、安心して社会生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、お手伝いをします。

4) 法人後見



法人が成年後見人等となることで、個人にはない組織のメリットを発揮することが可能となります。例として、広範な対応が必要になった場合でも複数人での対応が可能であり、担当職員が病気や死亡等で職務が遅滞する・遂行できない場合でも、同じ法人の別な職員が担当を交代できるため、一般的には個人よりも長期的な職務の遂行が可能になります。

5) 市民後見人

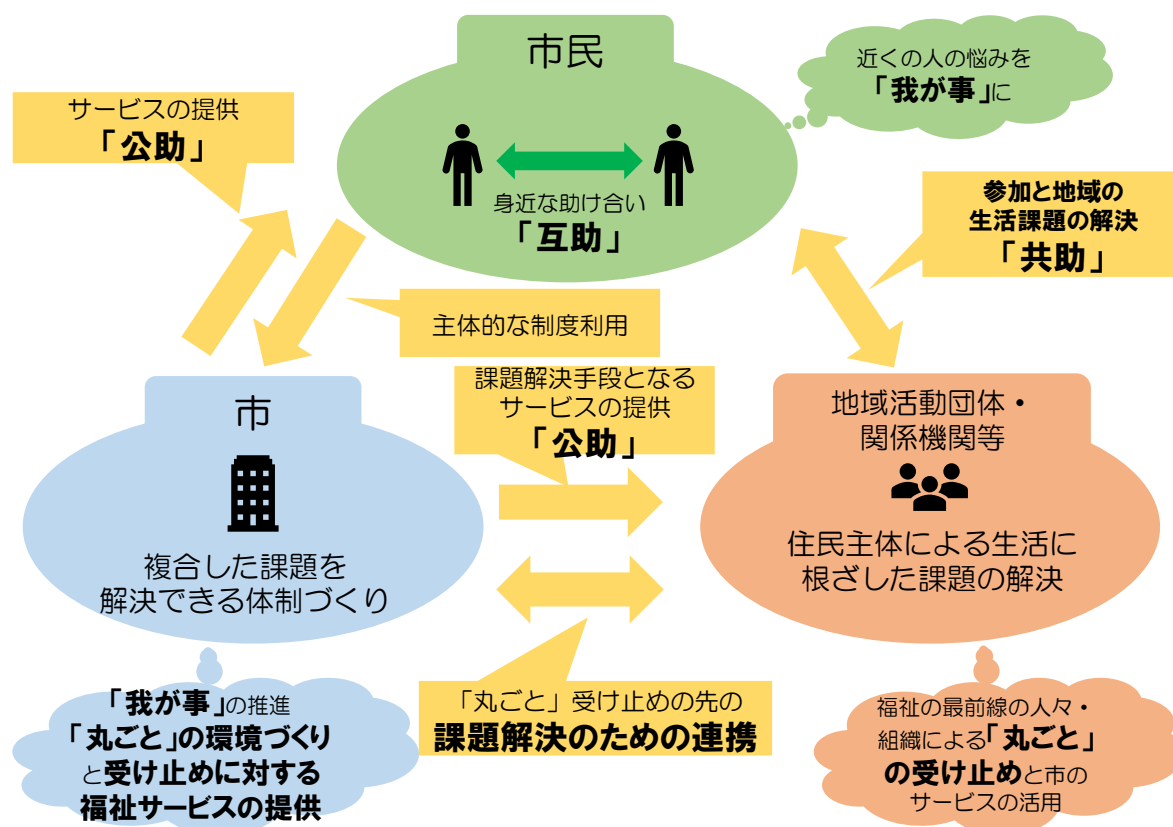


超高齢社会・核家族化の進行や、障がいのある方の保護者の高齢化などから、今後権利擁護サービスの需要の増大が考えられます。そのため、市民後見人の養成を通じて、将来的な権利擁護サービスの供給体制を確保します。



計画の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、『市民が近くの人々の悩みを「我が事」と感じ、助け合いの地域を作ること』、『福祉の最前線にいる人々・組織による、市民ひとりの困りごとを「丸ごと」受け止める場を作ること』で、「地域共生社会」による福祉のまちづくりを進めていくための計画です。



第3次 太田市地域福祉計画 太田市地域福祉活動計画

平成30年度 ～ 平成34年度
(2018年度 ～ 2022年度)

発行 太田市・太田市社会福祉協議会
編集 太田市福祉こども部社会支援課・太田市社会福祉協議会
発行日 平成30年3月

■太田市
〒373-8718
群馬県太田市浜町2番35号
TEL 0276-47-1111 (代表)
URL <http://www.city.ota.gunma.jp/>

■社会福祉法人 太田市社会福祉協議会
〒373-0817
群馬県太田市飯塚町1549番地
TEL 0276-46-6208
URL <http://otashakyo.jp/>